

白根大通病院 介護医療院  
運営規程

第五版

医療法人社団 白 美 会  
白根大通病院 介護医療院

< 改訂履歴 >

版・制定日	改訂内容	作成者	承認
第一版 2023年6月1日制定	第一版発行	佐藤攻	
第二版 2024年6月1日改訂	介護報酬改定につき改訂	佐藤攻	
第三版 2024年8月1日改訂	基準費用額の見直し (食費・居住費)	佐藤攻	
第四版 2024年11月1日改訂	保険外費用の見直し (日常生活費)	佐藤攻	
第五版 2025年2月1日改訂	虐待防止委員会の開催頻度 業務継続計画の策定	佐藤攻	

## 介護医療院運営規程

### (施設の目的)

第1条 医療法人社団白美会が開設する白根大通病院介護医療院（以下「介護医療院」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、医療院の医師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、介護支援専門員、その他の職員(以下「職員」という。)が、要介護状態にある本人及び家族が希望し、医師が当該施設の入所の必要を認めた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたる療養を必要とする入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目指すものとする。

- 2 介護医療院サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び他の介護保険施設、医療機関との密接な連携に努める。
- 4 介護医療院は、入所者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 5 前項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団白美会 白根大通病院介護医療院が定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団<sup>はくびかい</sup>白美会 <sup>しろねおおどおりびょういんかいごりょういん</sup>白根大通病院介護医療院
- (2) 所在地 新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 介護医療院に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師（常勤換算方法で入所者数を必要定数で除した数以上） 1人以上

医師は、入所者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、介護医療院の衛生管理等の指導を行う。

医師は、入所者の病状等を勘案し介護医療院が医療を提供することが困難であると認めた場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(3) 薬剤師（常勤換算方法で入所者数を必要定数で除した数以上） 1人以上

薬剤師は、医師の処方に基づき調剤を行い。介護医療院で保管する薬剤を管理する他、入所者に対し服薬指導を行う。

(4) 栄養士（必要規定人員数以上） 1人以上

栄養士は、医師の指示に基づき入所者の嗜好及びアレルギーを考慮し、食事の献立を作成し調理の依頼を行い、栄養摂取量等の必要な管理及び適した温度・時間に食事が提供されているか常に確認する。

(5) 看護職員 8人以上

看護職員は、医師の管理下のもと入所者に応じた適切な看護を行い、医療的処置やバイタルサイン等必要な記録を作成し、介護医療院の衛生管理等の業務を行う。

(6) 介護職員 10人以上

介護職員は、入所者の自立を支援し、日常生活の充実に資するよう、必要な介護を提供する。

(7) 理学療法士、作業療法及び言語聴覚療法士（実情に応じた必要人員以上）

医師の指示のもと、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を援助するために必要かつ適切な機能訓練を計画的に行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

入所者の介護医療院サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

2 前項に定めるものの他、介護医療院の運営上、必要な職員を置くものとする。

(入所定員)

第5条 介護医療院（I型）の入所者の定員は50人とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 介護医療院サービスの提供は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。
- (2) 介護医療院サービスの提供は、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 介護医療院サービスの提供は、懇切丁寧を旨とし、職員は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (4) 介護医療院サービスの提供は、入所者の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束など行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 介護医療院は、介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）の目的の一つである高齢者の尊厳保持・人格尊重の配慮に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く虐待防止のための必要な措置を講じる。

- (6) 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院の利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」に定める額とし、介護医療院が法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けることができる。

- 2 介護医療院は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食費の提供に要する費用

1日につき、1,700円とする。ただし朝食440円、昼食620円、夕食640円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

負担軽減の対象となる場合の限度日額は

入所者負担 第1段階	300円/日
入所者負担 第2段階	390円/日
入所者負担 第3段階 ①	650円/日
	② 1360円/日

(2) 居住に要する費用

多床室 1日500円

負担軽減の対象となる場合の限度日額は

入所者負担 第1段階	0円/日
入所者負担 第2段階	430円/日
入所者負担 第3段階	430円/日

個室 1日1810円

負担軽減の対象となる場合の限度日額は

入所者負担 第1段階	550円/日
入所者負担 第2段階	550円/日
入所者負担 第3段階	1370円/日

特別な居室…501・502（個室・トイレ付） 3300円/日

希望の入所者は、上記居住費に特別な居室料の追加で入居できます。

(3) 理美容代	カット	2250 円
	(ベッド上でのカット+500 円)	
	シャンプー	700 円
	カラーリング・カット・顔そり	4500 円
	カラーリングのみ	2500 円
	パーマ・カット・顔そり	4500 円

(4) 教養娯楽費 実費相当

※入所者の希望による教養娯楽品

(5) 予防接種（インフルエンザ等） 実費

3 前2項に係わる費用の徴収に当たっては、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明し、同意を得るものとする。

4 第1項及び第2項に係わる費用の支払いを受けた場合は、その内容、費用の額その他入所者が保険給付を請求する際、必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付により説明し同意を得る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は本人の安全及び他の入所者の安全確保のため、以下の留意事項を厳守し、長期療養を快適に過ごせるようお互いに協力する。又、留意事項を厳守せず危険が生じると思われる場合は、転室若しくは退所を促すこともある。

2 サービス提供に当たり、危険と思われる場所及び行為について、職員の指示に従い、入所者自らも厳守に努めサービスの提供を受ける。

3 施設使用について、入所者自らも日常生活機能回復訓練の一環として身の整理整頓、衛生的使用に努める。

4 入所者は、職員の許可を得ず施設から外出してはならない。

5 入所者は、施設が定めたその他の注意事項について厳守する。

6 入所者の所持金その他の貴重品については、自己管理を原則とする。

(緊急時の対応)

第9条 介護医療院の医師の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。

(非常災害対策)

第10条 消防法（昭和36年4月1日号外自治省令第6号）施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者は施設管理者を当て、火元責任者には施設看護師を当てる。
- 3 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は事務担当者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災や地震等の災害が発生した場合は、消防署等に通報するなど適切な措置を行い、被害を最小限にとどめるため、初期活動を速やかに行う。
- 7 防火管理者は、職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
  - (1) 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難) 採用時及び年2回
  - (2) 非常災害用設備の使用方法の徹底 年2回
- 8 その他必要な対策に随時対処できるよう体制を整える。

(業務継続計画の策定)

第11条 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 介護医療院は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第 12 条 介護医療院は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、警察、関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録する。
- 3 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備並びに食材、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理についても適正な管理を行う。

- 2 介護医療院は、感染症が発生した場合、蔓延しないように必要な措置を講ずる。
- 3 介護医療院は、職員の清潔の保持及び健康状態について管理を行う。

(苦情処理等)

第 14 条 介護医療院は提供した介護医療院サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 介護医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第 15 条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、退職した後においても秘密を保持する誓約書に明記する。
- 3 介護医療院は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密

事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

#### (地域との連携)

第 16 条 介護医療院は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

第 17 条 介護医療院は、入所者の人権擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| (1) | 委員会の開催 | 事案発生時及び3か月ごとに開催  |
| (2) | 指針の整備  | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため指針の策定をする |
| (3) | 研修の実施  | 全職員の高齢者虐待に対する知識・認識の統一を図る   |
| (4) | 担当者    | 管理者  |

#### (医師の宿直)

第 18 条 介護医療院の管理者は介護医療院の医師を宿直させなければならない。ただし、同一敷地内にある病院との連携が確保されており、介護医療院の入所者の病状が急変した場合に当該病院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されている場合は宿直を要しない。

#### (職員の研修)

第 19 条 介護医療院は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 介護医療院は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

- |     |       |          |
|-----|-------|----------|
| (1) | 採用時研修 | 採用後1か月以内 |
| (2) | 継続研修  | 随時       |

- 3 介護医療院は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第20条 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 介護医療院サービス計画
  - (2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
  - (3) 提供した具体的サービス内容等の記録
  - (4) 身体抑制等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむ得ない理由の記録
  - (5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録
  - (6) 苦情の内容等に関する記録
  - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 介護医療院は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附則

この運営規程は、2025年2月1日から施行する。